

## 福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金を活用して、特定復興再生拠点区域を有する富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の6町村（以下「町村」という。）において事業者が帰還を決断しやすい環境を整備することを目的として、町村が各々の事情を踏まえて実施する需要を喚起する取組に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

### (交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、町村が実施（複数町村が連携して実施する場合を含む。以下同じ。）する、事業者の事業再開や住民の帰還を促進する次の事業（以下「事業再開・帰還促進事業」という。）を行う場合に要する経費のうち、この要綱の別表に定める要件を満たすものについて、町村に対して交付するものとし、その額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

- (1) 住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部補助（以下「事業1」という。）
- (2) 需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部補助（以下「事業2」という。）
- (3) 商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部補助（以下「事業3」という。）
- (4) 事業1から事業3を実施するのに必要な町村における事務的経費に対する一部補助（以下「事業4」という。）

※ 事業再開・帰還促進事業でいう商店街とは、小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらが何らかの組織を形成しているものをいう（法人格の有無及びその種類を問わない）。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式別紙2）
- (3) その他必要な書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

### (交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、交付金の交付決定額及び事業内容に変更を生じないもので、かつ、交付決定された事業再開・帰還促進事

業における各事業費のいずれか低い額の2割以内の額で事業間流用を行う場合、又は事業内容に変更を生じないもので、かつ、各事業費の交付決定額の2割以内の減少が生じた場合とする。

2 町村は、事業再開・帰還促進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは事業再開・帰還促進事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、次の措置をとることとする。

(1) 契約の相手方に対し、事業再開・帰還促進事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとる。

(2) 町村は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、事業再開・帰還促進事業の運営上、当該事業者でなければ事業再開・帰還促進事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

(3) 知事は、町村が(2)の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、町村は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

(4) (1)から(3)までの規定は、事業再開・帰還促進事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、町村は、必要な措置をとる。

（変更の承認）

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県事業再開・帰還促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 知事は、第3条第1項の規定による交付申請の内容が適正であると認めるときは、交付金の交付決定を行い、町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

（概算払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、福島県事業再開・帰還促進事業交付金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第9条 規則第11条の規定による事業再開・帰還促進事業の遂行の報告は、福島県事業再開・帰還促進事業実施状況報告書(第4号様式)により、知事が別に定める日までに行うものとする。

2 知事は、前項の他、必要があると認めるときは、町村に対し、事業再開・帰還促進事業の実施状況及び第14条に規定する会計帳簿その他の関係書類の内容について報告を求め、調査を実施し、又は必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県事業再開・帰還促進事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業再開・帰還促進事業完了の日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績概要書(第5号様式別紙1)
- (2) 収支決算(見込)書抄本(第5号様式別紙2)
- (3) その他必要な書類

2 前項の実績報告を行うに当たっては、事業再開状況や住民の帰還状況等、事業再開・帰還促進事業の効果を定量的に示すものを含めて報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業再開・帰還促進事業の実施結果が交付決定の内容(第5条に基づく承認をした場合においては、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、町村に通知するものとする。

2 知事は、規則第14条の規定に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合又は前項の規定に基づき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(交付金の交付の請求)

第12条 交付金交付の決定の通知を受けた町村は、事業再開・帰還促進事業が完了した場合は、福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、事業再開・帰還促進事業により取得し又は効用の増加した価格が50万円を超える機械及び器具とし、処分の制限を受ける期間は、減価

償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでとする。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 交付金の交付を受けた町村は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業再開・帰還促進事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第15条 この要綱の他、事業再開・帰還促進事業の実施に関するその他必要な事項は、町村による実施計画策定の資となる指針において別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	交付要件
事業1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者 町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者</li> <li>2 補助率（割引率） 上限 30 パーセント</li> <li>3 補助対象経費 商品の割引に要する経費</li> <li>4 その他 割引の適用を受けられる者は、町村の住民（避難中の住民を含む）とする</li> </ol>
事業2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者（プレミアム付事業再開・帰還促進券を使用することができる対象者） 町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者</li> <li>2 補助率（プレミアム率） 上限 50 パーセント</li> <li>3 補助対象経費 プレミアム付事業再開・帰還促進券の換金に要する経費</li> <li>4 その他 (1) プレミアム付事業再開・帰還促進券を購入できる者は、町村の住民（避難中の住民を含む。）等とする (2) 転売等を防止するための適切な対応を行うこと</li> </ol>
事業3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者 商工会、商工会議所、商店街を構成する事業者等</li> <li>2 補助率 定額。ただし、補助上限額は1件あたり400万円。</li> <li>3 補助対象経費 イベント等の実施に要する経費（謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費、その他の経費（事業の遂行上、必要となる経費））</li> </ol>
事業4	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助率 事業1から事業3に係る補助申請総額の100分の10を限度とする</li> <li>2 補助対象経費</li> </ol> <p>○ 事業1から事業3の実施に必要な人件費 町村が事業再開・帰還促進事業を実施するために、町村が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分を含む。）とする。</p> <p>単価については、町村の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するもの</p>

とする。

なお、事業の実施により新たに発生する業務について生じる経費のみを支払の対象とするものであり、事業実施に直接関係のない業務に対する支払はできないものとする。

- 町村が事業再開・帰還促進事業を実施するために必要な事業費（諸謝金、採択審査委員会運営費、旅費、プレミアム付事業再開・帰還促進券発行費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費、雑役務費、広報費、委託費）

第1号様式

年度福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

福島県知事

所在地  
町村長名

年度において、福島県事業再開・帰還促進事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項及び福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業名  
別紙、 年度福島県事業再開・帰還促進事業事業計画書のとおり
- 3 目的  
別紙、 年度福島県事業再開・帰還促進事業事業計画書のとおり
- 4 添付書類
  - (1) 年度福島県事業再開・帰還促進事業事業計画書（別紙1）
  - (2) 年度福島県事業再開・帰還促進事業収支予算書（別紙2）
- 5 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(第1号様式 別紙1)

年度福島県事業再開・帰還促進事業 事業計画書

(町村名)

(事業の概要)

事業名	事業の目的・内容	事業期間	事業費 (円)	うち交付金 (円)
	合 計	—		

1 事業期間は、交付金対象期間のうち、事業着手から完了の予定日までを記載すること

添付資料

その他、事業の内容等を確認するために必要な資料

(予算化されている事業については予算書及び添付資料、予算化されていない事業については、概要の分かる資料)

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(第1号様式 別紙2)

年度福島県事業再開・帰還促進事業収支予算書

(町村名)

収入 (単位:円)

科目	金額	備考
合計		

支出 (単位:円)

科目	金額	備考
合計		

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第2号様式

年度福島県事業再開・帰還促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

福島県知事

所 在 地  
町 村 長 名

下記により 年度福島県事業再開・帰還促進事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項及び福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 添付書類
  - (1) 変更後の 年度福島県事業再開・帰還促進事業事業計画書
  - (2) その他必要な書類

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第3号様式

年度福島県事業再開・帰還促進事業交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

福島県知事

所在地

町村長名

年 月 日付け福島県指令避第 号で交付決定のあった福島県事業再開・  
帰還促進事業交付金について、福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱第8条第2  
項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| 1 請求金額  | 金 | 円 |
| 2 交付決定額 | 金 | 円 |

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第4号様式

年度福島県事業再開・帰還促進事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

福島県知事

所在地  
町村長名

年度福島県事業再開・帰還促進事業の遂行状況について、福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金の交付決定年月日及び番号
- 2 事業遂行状況

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

年度福島県事業再開・帰還促進事業実績報告書

番 号  
年 月 日

福島県知事

所在地  
町村長名

年度において、下記のとおり福島県事業再開・帰還促進事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項及び福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

別紙、年度福島県事業再開・帰還促進事業実績概要書のとおり

3 添付資料

- (1) 年度福島県事業再開・帰還促進事業実績概要書（別紙1）
- (2) 年度福島県事業再開・帰還促進事業収支決算（見込）書（別紙2）
- (3) その他、事業の内容を確認するために必要な資料

（注）用紙の大きさは、A列4番とする。

(第5号様式 別紙1)

年度福島県事業再開・帰還促進事業 実績概要書

(町村名)

(事業の実績概要)

(単位：円)

事業名	事業の実施内容・結果	事業期間	事業費 (申請時)	事業費 (実績)	うち交付金 (実績)
	合 計	—			

- 1 「事業の実施内容・結果」には、事業再開状況及び住民の帰還状況等、事業の効果を定量的に示すものを含めて記載すること
  - 2 事業費（申請時）については、基金事業の変更（中止・廃止）があった場合には変更の承認後の額を記載すること
- (注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(第5号様式 別紙2)

年度福島県事業再開・帰還促進事業収支決算(見込)書

(町村名)

収入(単位:円)

科目	金額	備考
合計		

支出(単位:円)

科目	金額	備考
合計		

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第6号様式

年度福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付請求書

番 号  
年 月 日

福島県知事

所在地

町村長名

年 月 日付け福島県指令避第 号で交付決定のあった福島県事業再開・  
帰還促進事業交付金について、福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱第12条の  
規定により、下記のとおり請求します。

記

事業名	福島県事業再開・帰還促進事業
事業費	円
交付決定額（確定額）（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A）－（B）－（C）	円

（注）用紙の大きさは、A列4番とする。